

第2次選考(採用面接等)についての注意事項(事務・技術区分)

本注意事項に関する問合せ
人事院人材局企画課人材情報グループ
(〒105-0001) 港区虎ノ門 2-2-3
T E L 0 3 - 3 5 8 1 - 7 7 2 2

〔第1次選考通過者発表〕

1 第1次選考通過者の発表(令和8年10月16日(金)午前10時)

第1次選考通過者の受験番号は、インターネット合格者発表専用アドレスに掲載します。

[<https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html>]

また、第1次選考通過者には、第1次選考通過通知書を発行します。

「選考試験インターネット申込み」ページのパーソナルレコードからダウンロードして
A4サイズで印刷してください。

[https://www.jinji-shiken.go.jp/senko/juken_senko.html]



〔第1次選考通過通知書〕



なお、第1次選考通過通知書がダウンロード又は印刷できない場合は、10月19日(月)から10月22日(木)までの間(午前9時～午後5時)に人事院人材局試験課(TEL(03)3581-1554)に問い合わせてください。

2 第2次選考(採用面接等)(令和8年10月29日(木)～11月11日(水))

採用面接等は、第1次選考通過者を対象に、各府省の採用予定機関が行います。

採用を希望する機関のホームページで採用面接等の日時、場所、予約方法、連絡先等を確認し、ご自身で直接予約をしてください。

人事院ホームページ(「国家公務員試験採用情報NAVI」→「試験情報」→
「中途採用者選考試験(就職氷河期世代)」のウェブサイト)をいう。以下同じ。)

[<https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/senkou/hyougaki.html>]にも各機関の
ホームページのリンクを掲載する予定です。

また、人事院ホームページには日程などの最新の情報を掲載します。随時、ホームページをご確認ください。

〔人事院ホームページ〕



なお、第2次選考については、各府省の人事担当課長等で構成する人事管理運営協議会幹事会において「国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)事務・技術区分第2次選考の実施について」の申合せが行われました(人事院ホームページを参照してください。)

採用面接等の予約及び採用内定については下記のとおりです。

○ 採用面接等の予約について

① 令和8年10月29日(木)～11月4日(水)の採用面接等について

全ての機関において、令和8年10月20日(火)の午前9時から10月23日(金)までの間に予約を受け付けます。

なお、機関によっては予約の受付を11月4日(水)までの間で延長する場合があります。

また、10月29日(木)～30日(金)は全ての機関で面接を実施しますが、31日(土)～11月4日(水)は、機関により面接を実施しない場合があります。

② 令和8年11月6日(金)～11日(水)の採用面接等について

採用面接等を行う機関(全ての機関とは限りません。)は令和8年11月6日(金)以降で当該機関が指定する期間に予約を受け付けます(採用面接等の実施日は、それぞれの機関によって異なります。令和8年11月6日(金)から11日(水)までの間の全ての日において行われるとは限りませんのでご注意ください。)

※ 採用面接等の予約は、所要時間等をよく確認し、実際に採用面接等を受けることが可能な分だけ行うようにしてください(人事院が予約状況を確認することがあります。)

○ 採用内定のルール《厳守事項》について

① 令和8年10月29日(木)～11月4日(水)の採用面接等に係る採用内定

令和8年11月5日(木)の午前9時から正午までの間に採用予定機関から内定候補者に対して採用内定の提示があります。採用内定の提示を受けた受験者が、同日の午後1時から午後3時までの間に採用内定の受諾を採用予定機関に連絡することで採用内定が「確定」します。受験者から受諾の連絡をしない場合は採用内定とはなりませんので必ず連絡してください。

なお、11月6日(金)の午前9時以降、随時、採用予定機関から内定候補者に対して採用内定が提示される場合があります。この場合、その採用内定を受諾することで採用内定が「確定」します。

② 令和8年11月6日(金)～11日(水)の採用面接等に係る採用内定

採用面接等の後、随時、採用予定機関から内定候補者に対して採用内定の提示があり、これを受諾することで採用内定が「確定」します。

③ 採用内定を受諾する際の注意事項

ア 複数の機関の採用面接等を受けることができますが、採用内定を受諾することができるのは1機関のみです。複数の機関から採用内定の提示を受けた場合は、必ず1機関のみ採用内定を受諾してください。

また、採用内定を受諾した後、他の機関の採用面接等を受けることはできません。

イ 採用内定後に採用を辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障をきたします。採用内定を受諾する場合には、その後に採用を辞退することがないように慎重に判断してください。

※ 第2次選考(採用面接等)の期間が終了した時点において、いずれの機関からも採用内定を受けることができなかった場合は、不合格となります。

○ 住民票記載事項証明書について

採用面接等を受ける際、住民票記載事項証明書(第1次選考日に配布された「受験心得」に付属の用紙を使用して、住民票のある市区町村で証明を受けたもの(申込受付開始日以降に発行されたものに限り有効です。))を提示又は提出してください。具体的な提示等の方法は、採用面接等を行う機関の指示に従ってください。なお、住民票記載事項証明書は、原則として、採用面接等の当日にお返ししますので、複数枚用意する必要はありません。

○ 採用予定機関へ提供される情報について

人事院は、受験申込内容を基に、第1次選考通過者の氏名、生年月日、住所、連絡先等の情報を採用予定機関に提供します。そのため、受験者が採用を希望する機関以外の機関から採用面接等の案内がある場合がありますので、ご承知おきください。

3 合格者の発表(令和8年11月18日(水)午前10時)

採用内定者が合格者となります。合格者には、合格通知書を郵送します。

また、人事院ホームページに、合格者の受験番号を掲載します(合格者以外の方への選考試験の結果の通知は行いません。)

政府では、国家公務員の採用情報をはじめ、就職氷河期世代の皆様にご役立ていただける様々な情報を随時発信しています。詳しくは下記のURLからご覧ください。

<https://shushokuhyogakishien-portal.go.jp/> (内閣府HP)

<https://twitter.com/hyogakishien> (内閣官房就職氷河期世代支援推進室 X(旧Twitter))

(上記のホームページ及びX(旧Twitter)に関する問合せ先:内閣官房 03-5253-2111(内線 32210))

〔内閣府 HP〕

〔X(旧Twitter)〕

